山田町告示第１０６号

山田町移住定住促進リフォーム補助金交付要綱を次のように定め、令和２年４月１日から施行する。

令和２年９月２５日

山田町長　　佐　藤　信　逸

山田町移住定住促進リフォーム補助金交付要綱

（趣旨）

第１　山田町の移住及び定住者の増加促進を図るため、移住者が行う住宅のリフォームに要する経費に対し、予算の範囲内で山田町補助金交付規則（昭和５３年山田町規則第４号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

（定義）

第２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅　自己が所有又は使用し、居住の用に供する家屋又は家屋部分であって、町内に存するものをいう。

(2) アパート等　賃貸等を目的に建築された戸建て住宅及び集合住宅をいう。

(3) リフォーム　この要綱により補助を受けて行う住宅の修繕、補修、模様替え及び増築など住宅本体の機能維持又は機能向上のための工事をいう。

(4) 施工業者　町内に主となる事業所若しくは本店を有する法人又は個人で、リフォームに係る工事を行う者をいう。

（補助金交付の対象）

第３　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、この補助金の交付を申請した日において次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア　令和２年４月１日以降にリフォームを行う住宅に住民登録をしている者、又は住民登録をする予定の者

イ　リフォームを行う住宅に住民登録した日より過去に連続して町内のアパート等にのみ住所を有しており、町内に住所を有してから４年が経過しない者

(2) 近隣市町（宮古市、釜石市及び大槌町をいう。以下同じ。）以外から山田町に転入した者であって、転入した日から起算して過去５年以内に山田町及び近隣市町に住所を有していない者

(3) リフォームを行う住宅に住民登録した日より１年が経過しない者

(4) 転勤、就学その他一時的な居住ではなく、補助を受けた日より５年間山田町に定住することを誓約できる者

(5) 暴力団、暴力団関係企業等の構成員に該当しない者

(6) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない者

(7) 町税等の滞納がない者

（補助事業の内容）

第４　補助の対象となるリフォーム（以下「対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 対象事業に要する経費が５０万円以上であること。

(2) 施工業者の施工であること。ただし、町長が認めた場合は、

この限りではない。

(3) 対象事業について、国、県又はこの要綱以外の制度による補助等を受けていないこと。

（補助金の額）

第５　補助金の額は、対象事業に要した経費の２分の１に相当する額（１，０００円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、１００万円を上限とする。

（補助金の交付の申請）

第６　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象事業に着手する前に、山田町移住定住促進リフォーム補助金交付申請書（様式第１号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第７　町長は、第６の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、山田町移住定住促進リフォーム補助金交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第８　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた後に対象事業を変更又は廃止しようとするときは、山田町移住定住促進リフォーム補助金変更（廃止）承認申請書（様式第４号）に必要な書類を添えて、町長の承認を受けなければならない。ただし、町長が認めた軽微な変更の場合は、この限りではない。

２　町長は、前項の申請を受理した場合において、内容を審査し適当と認めたときは、山田町移住定住促進リフォーム補助金変更（廃止）承認決定通知書（様式第５号）により、補助事業者に通知するものとする。

（完了の報告）

第９　補助事業者は、対象工事が完了したときは、山田町移住定住促進リフォーム補助金完了報告書（様式第６号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

２　補助事業者が住民登録をする予定の者であった場合は、リフォームを行った住宅に住民登録をした後に完了の報告をするものとする。

（補助金の確定）

第１０　町長は、完了報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、山田町移住定住促進リフォーム補助金交付確定通知書（様式第７号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１１　第１０の通知を受けた補助事業者は、通知を受けた日から起算して１０日以内に山田町移住定住促進リフォーム補助金支払請求書（様式第８号）により補助金を請求しなければならない。

（補助金の返還）

第１２　町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付を受けた日より起算して５年未満で町外に転出、又はその住宅を譲渡、若しくは取り壊し等で居住しなくなったとき。

(3) 前２号に掲げるもののほか、この要綱に違反する行為があったとき。

２　前項第２号の規定により補助金の返還を命じる金額は、補助金の交付を受けた日より起算して経過年数に応じ、次のとおりとする。

(1) １年未満の時は、補助金の全額とする。

(2) １年以上２年未満の時は、補助金の５分の４の額とする。

(3) ２年以上３年未満の時は、補助金の５分の３の額とする。

(4) ３年以上４年未満の時は、補助金の５分の２の額とする。

(5) ４年以上５年未満の時は、補助金の５分の１の額とする。

（補則）

第１３　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。